

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第6回会議録	
日時	平成23年12月19日(月)18:00~20:00
会場	富士見市役所 市長公室
出席者 (欠席者)	<p>■委員(順不同・敬称略) 西村繁雄、野村東央留、秋元節子、阿部恵美子、岡田一忠、大橋民子、吉川節男、井上一晴、山下洋子、松井憲太郎、今井寛</p> <p>■専門委員(敬称略) 市橋秀夫</p> <p>■事務局 市川地域文化振興課長、近藤主査、原山主事補</p> <p>《欠席者》</p> <p>■委員(順不同・敬称略) 加藤健司、並木克美、多田淳之介</p>
傍聴人	なし
会議内容	<p>1. 会議開会 地域文化振興課長</p> <p>2. あいさつ 西村副委員長</p> <p>3. 資料確認 事務局より、資料の配布・説明を行なった。</p> <p>4. 議事 進行：副委員長 (1) 前回の確認(基本施策・基本計画の策定・推進機関の設置) 第7条(基本施策)についての修正箇所を説明した。</p> <p>(2) 条文の字句の確認 条文第1条から第9条までを検証し、下記の字句については定義づけることを確認した。</p> <p>①文化芸術活動の「担い手」及び「支える人材」 「担い手」の定義(第4条 条文より)</p>

市民は、自らが文化芸術活動を担う主体であることを自覚し…
文化芸術活動を担う主体＝「すべての市民」とする

「支える人材」の定義（第3条 条文より）

…文化芸術活動（中略）を支える人材の育成が図られるものと
する。

文化芸術活動を支える人材＝「文化芸術活動を具体的に支える人たち」とする（芸術家、観客、劇場職員、協賛企業の社員等）

②第7条に追加した条項（4）について

上記の定義を考慮し、「文化芸術活動を支える人材の育成及び支援に関すること」とする

③「芸術家（アーティスト）」について

「プロ・アマチュアを問わず、文化芸術を創造、発信する人」とする

※“文化芸術を鑑賞する人”は含まれない

④第7条（5）の見直し

【旧】「青少年、高齢者及び障がい者の文化芸術活動への参加の促進」



「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を鑑賞・創造・発信・継承すること、またはこれに参加することをいう。
（第2条 条文より）

「参加」という意味が二重になってしまうので下記のとおり改める

【新】「青少年、高齢者及び障がい者の文化芸術活動の促進

副委員長） 他に、条文の字句についてご意見を頂戴したい。

委員） 第7条（1）の「文化芸術の振興のための計画の策定並びに事業の評価に関すること」とあるが、これは具体

的にどういったことか。「市が一方向的に評価する」という解釈をされるおそれはないか。

専門委員) 具体的には、「市長が独断で評価するなど、客観性が大きく損なわれる」といった状況になることが懸念される。もう一方で、「評価そのものがおざなりにされる」といった状況も好ましくない。ただ、富士見市のこれまでの姿勢をふまえて解釈すれば「第三者による委員会などを通じ、できるかぎり公平な立場になるよう配慮をしながら評価する」となるのではないか。市民要求と合致しないことを防ぐという役割までは、この条文に持たせることが難しい。

委員) 文化施設の事業評価について言えば、全国的に見ても課題だといわれている。行政が事業評価をきちんと行っている自治体はかなり珍しい。適切な形で計画ができていないために評価がうまくいかなかったり、評価する上で何を重視するかといった明確なビジョンがなかったりといった例がある。その結果、「集客数」「チケット売上金」といった、わかりやすい数値データのみが評価対象となってしまうことが多いようだが、それが果たして適切なやり方なのかについては大いに疑問である。もちろん今回の当市の条例における言及は、単に文化施設の事業の評価ということに限らないが、計画の立て方、評価する上でのビジョン、評価の方法などについて慎重に考えるべきだ。他の自治体の条例において、その参考になる例はないだろうか。

専門委員) 古い条例には、評価にかかわる項目はないが、近年の傾向として、行政の施策全般において、市民の方への説明責任が問われている。したがって文化芸術の条例においても、「計画を創る」とことと「評価をする」とことというのは対になって存在するべきだと考える。

委員) この「事業の評価」というのは、具体的には、第三者機関として委員会を作るとことか。

事務局) 責任の所在は市にあるとした上で、委員会を作り、事業を評価していただき、提言をいただくということを考えている。

委員) 評価方法についてはさまざまな議論があろう。条文を検

討している当委員会では、詳細に掘り下げる議論は必要ないのではないか。

委員) 具体的なプロセスや手順についてはともかく、条文の中に評価について謳うこと自体に意義があると思う。

委員) 細かい問題としては、(1)の中で、「計画の策定」と「事業の評価」に言及しているため、その間にある「実施」が抜けているように感じてしまう。ただ、第7条全体を見れば、「実施」については(2)～(7)で言及されている。

専門委員) 確かに、抜けている「実施」という言葉を補うことで一体感が強まる。さらに「事業の評価」を、ただ単に「評価」としてはどうか。策定・実施された計画そのものを評価するという流れが伝わる。

委員の承認を得て、第7条(1)は「文化芸術の振興のための基本計画の策定、及び実施、並びに評価に関すること。」となった。

委員) 第6条と第7条(1)を続けて読むと、「計画の策定」という言葉が両方に出てきて繰り返しになっている。

委員) それでは、第6条のほうを簡潔にして、詳細である施策の柱を第7条(1)で述べる流れにしてはどうか。

委員の承認を得て、第6条は「市は、第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に実施するものとする。」となった。

委員) 第7条(5)について、「計画が評価される」ということをふまえながら再確認するが、青少年のほかに高齢者、障がい者についても重点的に施策を行うというのは困難ではないだろうか。実際のところ、すぐに成果が出るものとは考えにくい。

委員) しかし、「富士見市としての支援」が必要かどうかという視点で考えてみてはどうだろうか。たとえば、勤労世代といわれる20～50代の方々が文化芸術から離れがちであるという問題はあるのかもしれない。しかしそう

した方々の多くは、意思さえあれば他の自治体の施設などの文化芸術拠点にアクセスできる手段がある。一方で高齢者、障がい者に目を向けてみると、たとえば物理的な移動や情報収集において手段が不足しがちで、前述の方々と比べて文化芸術にふれることが難しい傾向があるのではないか。そこで、地元である富士見市でそうした方々に着目した施策を行うことに意味がある。

委員) 青少年だけを残すのが良いとは考えない。市が重点を置くのはやはり「青少年、高齢者及び障がい者」でよいと考える。

委員の承認により、第7条(5)は現状のままとなった。

基本施策

副委員長) 事前会議の検討結果として、言葉の統一をとるため「文化芸術振興施策」を「文化芸術の振興に関する施策」としたい。

また、「委員会」という言葉を使うかどうかは事務局が法規審査にかけたいとのことなので、決定を保留したい。

「委員会」とした場合でも、報酬等が必要となる「審議会」と解釈される可能性がある。

委員) 審議会になった場合と、そうでない場合とで、決定事項の重要性が変わるということはないのか。

専門委員) 市長がこの機関の意見を聴かなければならないという条文があるので、市民による提言や評価を行う組織という点では同じである。審議会は、委員の報酬等が条例で定められているため、議決が必要となる。報酬等の条例にしばられない、より自由な活動をするためには、市長の委嘱を受けた委員による組織のほうが相応しいかもしれない。

委員の承認により、第8条の「文化芸術振興施策」は「文化芸術の振興に関する施策」と変更した。また、「委員会」という呼称は再確認することとした。

第9条

事務局) 条文の意味することについて、あらためて確認したい。
第9条2の「基本計画を策定しようとするとき」とはど
ういうときと考えればよいか。

委員) 策定の準備を行うときだと考える。委員会が計画を作り、
評価もして、それを市に提言していくことに意義がある
ので、基本計画の内容を考える前でなければ意味がない。

事務局) 第9条3の「基本計画を策定するにあたって」との違
いはどう考えればよいか。

委員) 市民の声を聴くのであるから、基本計画の原案ができ
あがった段階という段階ではないか。骨子はできている
が修正がきく段階ではないか。

専門委員) 「しようとするとき」という言葉は、もっとわかりや
すくするべきではないか。

委員) 第9条の2は、できれば「市民の意見を聴く」だけで
とどまらず、「尊重する」といった意味も含めたい。

専門委員) 市と市民のパワーバランスについては、対等を心がけ
て調整するとよい。委員会の意見が強すぎることも好ま
しくない。

事務局) 的確にニュアンスを伝えられる表現を考えたい。

委員) 第7条から第9条までを見直すと、第7条(1)は、
ただ「計画の策定」とするのではなく、第9条とそろえ
て「基本計画の策定」としてはどうかと思う。

委員) 「基本計画の策定」という言葉、「委員会」という言葉
が第8条、第9条の両方に含まれていることから、どち
らを先にするかももう一度検討してはどうか。

専門委員) 言葉の初出によって調整しても意味がないというこ
とであれば、第8条を「基本計画の策定」、第9条を「委員
会の設置」の項目にするべきではないか。

事務局) 委員会の持つ「評価」や「見直し」といった機能は、「基
本計画」に限ったことではないことに留意していただき
たい。

専門委員) あらためて考えたい。

※ 第9条までのまとめ

- ・第6条は「市は、第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に実施するものとする。」となる。

- ・第7条（1）は「文化芸術の振興のための基本計画の策定、実施、及び評価に関すること。」とする。
- ・第8条と第9条の順番を入れ替え、第8条（基本計画の策定）、第9条（委員会の設置）とする。
- ・第8条 2（基本計画の策定）について、時期をあらわす表現をわかりやすく変更。
- ・「委員会」という呼称は法規審査を経て再確認する。
- ・第9条（委員会の設置） 2は「委員会は、文化芸術振興施策に係る調査検討、評価並びに見直し、基本計画の策定等の提言を行うものとする。」とする。
- ・第9条（委員会の設置）の「文化芸術振興施策」は「文化芸術の振興に関する施策」という言葉にする。

（2）第10条（文化振興基金の活用）の討議
事務局作成の素案を委員に提案、承認を得た。

（3）次回の会議日程について
次回の会議日程について調整を行なった。

日時：平成24年1月25日（水曜日）午後6時30分
会場：富士見市役所 市長公室

（4）その他
前文について、事務局作成の素案（改訂版）を提案。過去・現在・未来という時系列の流れを想起させる文面に改良するため、次回の会議までに各自で考えをまとめておくこととした。

5. 閉会あいさつ
副委員長

以 上

富士見市文化芸術振興条例等策定検討委員会 第6回会議 次第

日時 平成23年12月19日(月)

午後6時00分から

場所 富士見市役所 市長公室

1 開 会

2 あいさつ

委員長

3 資料確認

4 議 事

議長 委員長

(1) 第5回策定検討委員会の確認(基本施策・推進機関の設置・基本計画の策定)について

(2) 第10条(文化振興基金の活用)の討議

(3) 次回会議日程について

平成24年1月25日(水)午後6時30分～ 富士見市役所(予定)

(4) その他

5 閉 会